

## 追加指定募集の経過

広報5月10日号掲載 5月31日まで

事前相談

7月1日～7月31日

申出受付

13

## 生産緑地追加指定基準

### 生産緑地地区追加指定基準

指定条件

←6つ全てに該当

指定要件

←6つのうちいずれか1つに該当

指定しない農地等

←いずれにも該当しない

14

## 追加指定基準1 指定条件

市街化区域内にある農地等で、次に掲げる条件のすべてに該当する一団のものの区域であること。

- (1) 公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているものであること。
- (2) 500m<sup>2</sup>以上の規模の区域であること。
- (3) 用排水その他の状況を勘案して農林漁業の継続が可能な条件を備えていると認められるものであること。
- (4) 相当の期間にわたり農林漁業の経営の継続を期待することができるものであること。
- (5) 適正な肥培管理がなされている農地であること。
- (6) 道路におおむね4メートル以上接していること。

15

## 追加指定基準2 指定要件

次に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、農地所有者等関係権利者全員の同意が得られているもの。

- (1) 真にやむを得ない事由により平成4年中に手続ができなかったと認められるものであること。
- (2) 平成4年の時点では特定市街化区域農地等となっておらず、生産緑地地区の指定について農地所有者等の意向把握をしていないものであること又は他の制度に基づき指定の要請ができるものであること。
- (3) 市のまちづくりを進める上で、市街化区域内の緑地機能の補完又は緑地機能を有する公共施設用地等の確保の観点から生産緑地地区の指定が必要であること。
- (4) 新たに指定することにより、既に指定された2箇所以上の生産緑地地区の一体化又は既に指定された生産緑地地区の整形化が図られるものであること。
- (5) 災害対策の観点から効果が期待できるものであること。
- (6) 街区公園等に準じる緑地効果が期待できるものであること。

16

## 追加指定基準3 指定しない農地等

1及び2にかかわらず、計画的にまちづくりを推進するため、次のいずれかに該当する農地等は、原則として指定しない。

- (1) 都市計画において、土地の有効・高度利用を図るべき地域に指定されている区域内にあるもの
- (2) 都市計画法第59条の規定による認可若しくは承認を受けて行われている都市計画事業により整備される道路、公園等の都市計画施設の区域又は都市計画事業によらず都市計画施設の管理者が当該都市計画施設の管理法に基づき整備する場合において当該都市計画施設の区域決定の公示等が行なわれた区域と重複するもの
- (3) 土地区画整理事業が施行されている区域（仮換地の使用収益が開始されている場合を除く。）内にあるもの
- (4) 現況が農地等であっても、農地法（昭和27年法律第229号）の規定による転用の届出が行われているもの（生産緑地法第8条第2項の農林漁業を営むために必要となるものに転用されるものを除く。）

17

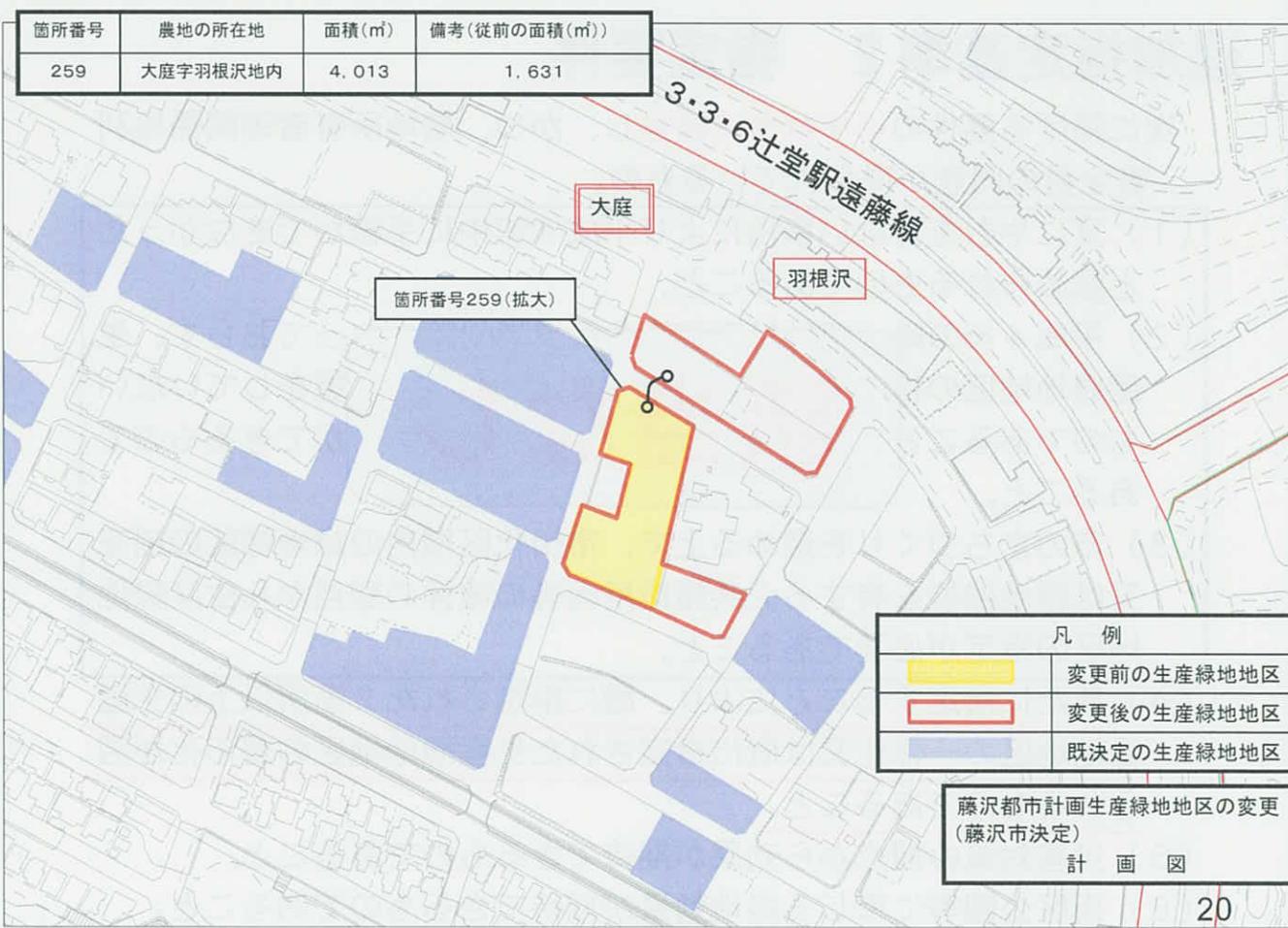
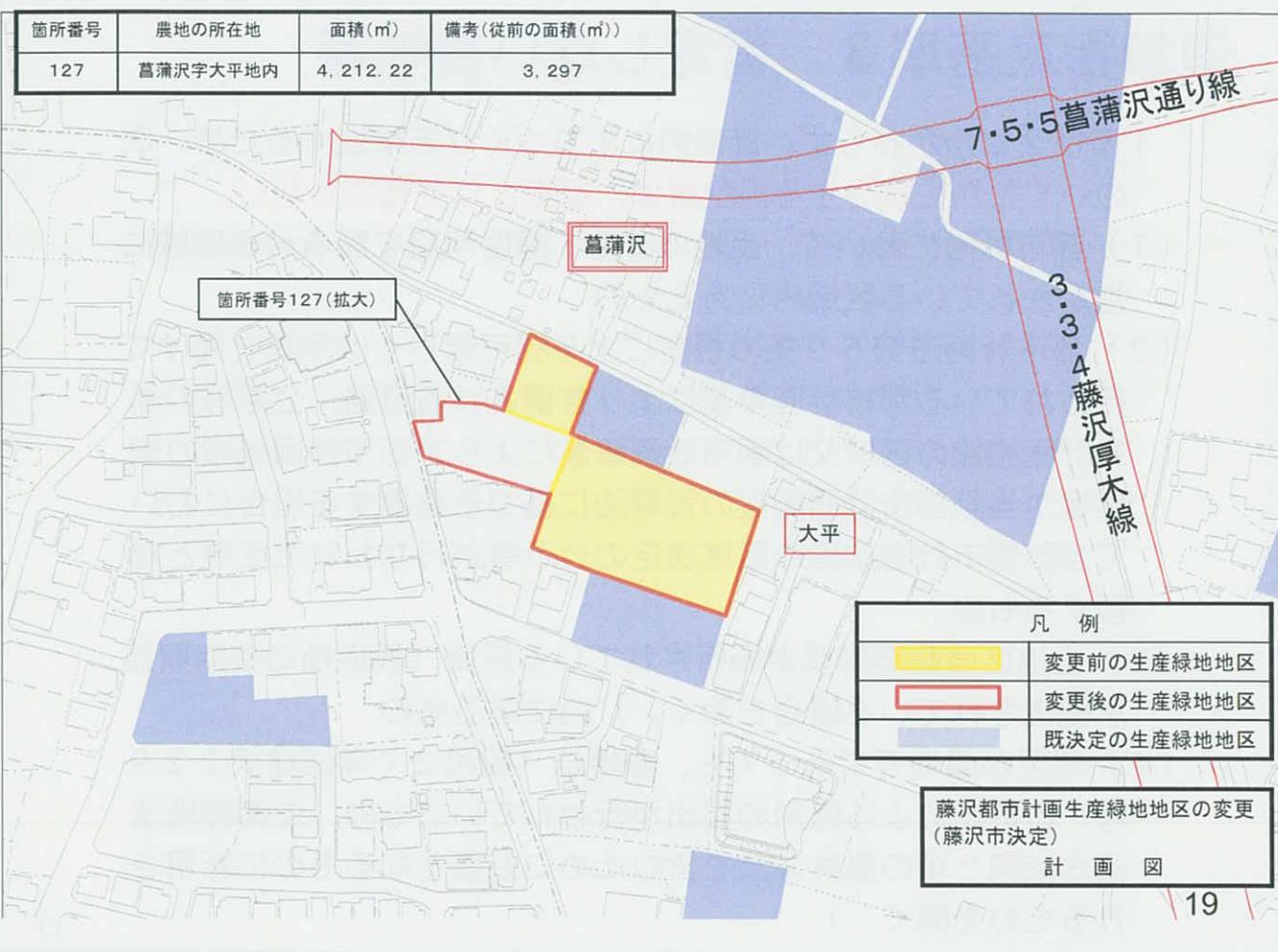
## 追加指定基準2 指定要件

次に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、農地所有者等関係権利者全員の同意が得られているもの。

- (1) 真にやむを得ない事由により平成4年中に手続ができなかったと認められるものであること。
- (2) 平成4年の時  
生産緑地地区の指  
ものであること  

っておらず、生  
握をしていない  
ができるもので  
あること。
- (3) 市のまちづくりを進める上で、市街化区域内の緑地機能の補完又は緑地機能を有する公共施設用地等の確保の観点から生産緑地地区の指定が必要であること。
- (4) 新たに指定することにより、既に指定された2箇所以上の生産緑地地区の一体化又は既に指定された生産緑地地区の整形化が図られるものであること。
- (5) 災害対策の観点から効果が期待できるものであること。
- (6) 街区公園等に準じる緑地効果が期待できるものであること。

18



箇所番号	農地の所在地	面積(m <sup>2</sup> )	備考(従前の面積(m <sup>2</sup> ))
635	湘南台七丁目	2,456.67	1,559

